### さいたま市監査委員告示第 8 号

地方自治法第199条第14項の規定により、令和5年9月12日付けさいたま市監査委員告示第28号で公表した工事監査の結果に基づき、さいたま市長から措置を講じた旨の報告があったので、別添のとおり告示する。

令和6年3月12日

さいたま市監査委員大内美幸同工藤道弘同三神尊志同髙子景

## 指摘事項等

## 措置状況

#### 「工事]

スポーツ部

スポーツ振興課

・さいたま市多目的広場整備工事(見沼 区大字丸ケ崎)

建設工事に係る資材の再資源化等に されていないことから、同法第11条にい、再発防止の徹底を図りました。 基づき、適正な事務処理を行うべきであ る。

工事完成の手続において、工事完成通 事完成の通知に関することは部長の専 決事項であることから、さいたま市事務 専決規程第3条に基づき、適正な事務処 理を行うべきである。

課内において法に基づく手続きについて周 関する法律に基づく手続において、工事 知徹底を行い、建築指導課への事前の通知の に着手する日までに市長への通知がな | 提出について失念の無いように注意喚起を行

今後につきましては、さいたま市事務専決 知書を課長の決裁で処理しているが、工 規程を遵守し、適正な事務処理を行ってまい ります。

### 指摘事項等

措置状況

#### [施設修繕]

スポーツ部

スポーツ振興課

•浦和駒場体育館椅子式階段昇降機修繕

椅子式階段昇降機の設置において、既 設のタイル張り階段部に金属拡張アン カーで支柱を固定しているが、支柱を固 定するアンカーは、コンクリート部分に 35mm以上埋め込むべき設計として いるところ、仕上げ材やモルタル厚を確 認すべき試掘等の事前調査を行わず、強 度が期待できないタイルや下地モルタ ルを含めた埋め込み深さで固定してお り、支柱の固定に必要な引抜き強度が不 足しているおそれがあることから、所要 の強度確保を検証したうえで施工すべ きである。

受注業者には、所要の強度確保ができる設計のとおり施工するよう椅子式昇降機の撤去・再設置を指示しました。今後につきましては、受注者に対する指導も徹底し、再発防止に努めてまいります。

# 指摘事項等 措置状況 [施設修繕] 文化部 大宮盆栽美術館 ・さいたま市大宮盆栽美術館給排水設 備修繕業務 契約事務の手続において、発注者は、 今後につきましては、適切な事務処理を行 条件明示が不明確な仕様書により見積しうため、契約事務の手引き、施設修繕ガイド 合わせを執行し、施設修繕の着手段階で ブック、さいたま市職員コンプライアンスハ その事実を把握した。 ンドブック等を活用した館内研修等を通し そこで、当該見積合わせの結果に整合 て、職員の意識向上を図るとともに、館内の するよう、決裁済の契約締結を伺う起案 事務点検を徹底し、適正な事務処理を行うよ 文書に添付していた仕様書とは別の仕しう努めてまいります。 様書を作成して差し替え、当該仕様書を 添付した施設修繕請負請書を受領して いることから、適正な事務処理を行うべ きである。

	<u> </u>
指摘事項等	措置状況
[施設修繕]	
農業政策部	
見沼グリーンセンター	
・りすの家給湯設備漏水修繕	
契約相手方の決定に係る事務におい	今後につきましては、さいたま市施設修繕
て、見積合わせの執行が確認できないこ	契約事務取扱要綱を遵守し、適正な事務処理
とから、さいたま市施設修繕契約事務取	による見積合わせの執行を行ってまいりま
扱要綱第32条に基づき準用される同	す。
要綱第13条及び第15条に基づき、適工な東欧加盟な行為がまでする。	
正な事務処理を行うべきである。	